

条件付採用教員（小学校音楽専科）免職処分取消請求事件

第1回口頭弁論 原告意見陳述書

2018年11月15日

東京地方裁判所民事第19部 御中

原告(仮名)ふじのまい

私は、東京都の教員採用候補者選考に合格し、2017年度に世田谷区立KM小学校の音楽専科教諭として正規採用されました。

これまで、海外の日本人学校や現地校を含め、小学校、中学校、高等学校等で教職についてきました。教職に就こうと決意したのは、ロシアのサンクトペテルブルグ市にあるレニングラード州立第27番学校でロシア人学生に日本の音楽を指導したことがきっかけです。学校の音楽会では、私が指導した日本歌曲をロシア人学生が日本語で歌い大成功しました。また、私は文部科学省の推薦をいただき、ロシア政府奨学金留学生として国立サンクトペテルブルグ大学で学んでいた時に、日本とロシアのためにお互いの国の民族や伝統的な音楽を紹介したいと思い、コンサートを数回開きました。サンクトペテルブルグでの教育活動を通して在サンクトペテルブルグ日本総領事館の職員の方々とも個人的な交流を図ることができ、充実した留学生活を送ることができました。

ロシアの現地校での指導やコンサート活動を通して、学生と共に音楽を作り上げていく楽しさを実感し、他国の音楽や文化を自国に紹介したり、日本の音楽を他国に紹介したりする人間でありたいと思い、教師を志すようになりました。

日本に帰国後、経験した中で印象に残っているのは、台東区のY小学校です。私は、臨時的任用教員として2016年8月から採用されました。その年には、音楽行事が3つありました。校内の音楽会では各学年の音楽指導と東京芸術大学の管弦楽団と全校児童の協演での指揮指導、台東区内の音楽会に向けた合唱や合奏の指導、国立西洋美術館の「世界文化遺産登録記念 上野ワールドヘリテージフェス2016」に向けた合唱指導と、大変忙しかったのですが、責任をもって職務に従事し、子どもたちを成功に導きました。

KM小の前まで勤務したすべての学校では、周りの教員は丁寧に親切に教えてくれました。また、私は、授業や成績関係で不安を感じたり悩んだりしたら、すぐに校長先生に相談して助言をもらう関係にありました。

正規採用されたKM小学校は、私の指導を担当した教員の話し方が乱暴かつ威圧的で職員室では大声で指導されていました。また、その指導教員の担当教科が家庭科なので、音楽的な側面からの指導を受けたことはありませんでした。F校長は、1学期当初から、「初任者なんだから早く来て仕事をしなさい」や「あなたの身分は条件付採用なんだから」等と繰り返し述べるなど威圧的な態度でした。そして、私が悩んでいたことや意見などを聴こうとする姿勢もありませんでした。それまでの管理職とは異色でした。言われたことで、驚いたこともいくつかあります。

それでも、私は、2017年9月のオーストラリアの学生との交流会や2018年3月の6年生を送る会などの行事における合唱や合奏の指導に尽力し、これらの行事も成功のうちに終えることができました。子どもたちや同僚の教員からも感謝や労いの言葉を受けました。

私は、いつも子どもたちが学習に前向きに取り組めるように、と勤務時間外の指導を重ねてきました。朝から放課後まで空き時間なしに授業や合奏指導をしたこともたくさんあります。

私は、それまでの勤務校同様、KM小でも責任をもって仕事をしてきました。他の初任者と変わらず、他の同僚教員と変わらず、働いてきました。

東京都教育委員会の間違った免職処分は違法です。免職処分の取消を望みます。

私は、4月1日から無職になったことで精神的なダメージを受けるとともに生活も苦しくなりました。私の人生は一気に閉ざされてしまいました。私の4月からの時間を返してほしいです。復職をしたいと思います。

以上

条件付採用教員免職処分取消請求事件 カンパのお願い



皆さん！力を貸してください！関心をもってください！

原告は、東京都公立学校採用候補者選考に合格し、2017(H29)年4月より、23区内の学校に正式採用(担当 音楽)されました。原告の臨時的任用教員の経験年数は9年以上でした。しかし、2018(H30)年3月31日、校長の恣意的評価により、東京都教育委員会から免職処分を受けました。

原告は、復職への強い思いから、東京都を被告として2018年9月に提訴しました。訴訟は長いと3、4年かかると言われています。

そこで皆さんにお願いです。裁判闘争支援のためのカンパをぜひお願いします。原告は、裁判によって闘う決意を固めたもののまだまだ支援者が少ないのが現状です。

皆さんからのカンパは、訴訟費用、弁護士費用等の助けとなります。

どうぞ皆様の大きなお力添えをよろしくお願いいたします。

振込先 ゆうちょ銀行
00160 - 3 - 697156
口座名義: アンサンブリ
1口 ¥1,000

【お問い合わせ】 吉峯総合法律事務所

〒102 - 0074 千代田区九段南3 9 11 マートルコート204号 Tel 03 - 5275 - 6676

次回第5回口頭弁論期日のご案内

日時 8月19日(月)午後1時15分より

場所 東京地裁527号法廷

次回期日は原告側の反論になります。

